

リゾートエリア（準都市計画景観地区内）

～ ホテル又は旅館の用途について【経過措置】～

以下の地区では、令和5年10月1日より、原則、ホテル又は旅館の用途を禁止しますが、すでに開発行為が行われている等の状況により予定建築物の計画が既に見込まれる地域について、経過措置を設定します。

【対象地区】

- ・観光川地区（ニセコひらふA地区、ニセコひらふB地区、パビリオンズ地区）
- ・観光居住地区（羊蹄の里地区、カントリーリゾート地区、ノースヒルズ地区）
- ・市街地隣接地区（東岩尾別地区）
- ・農地森林保全II地区（樺山保全地区、双子山・西岩尾別・旭・花園保全地区、リゾートゲートウェイ地区）

【経過措置の対象建築物】

- ① 令和5年10月1日時点において、都市計画法第29条第1項の開発行為が許可（施工業者が特定しているものに限る）され、かつ工事に着手している区域の建築物。

対象から除く建築物

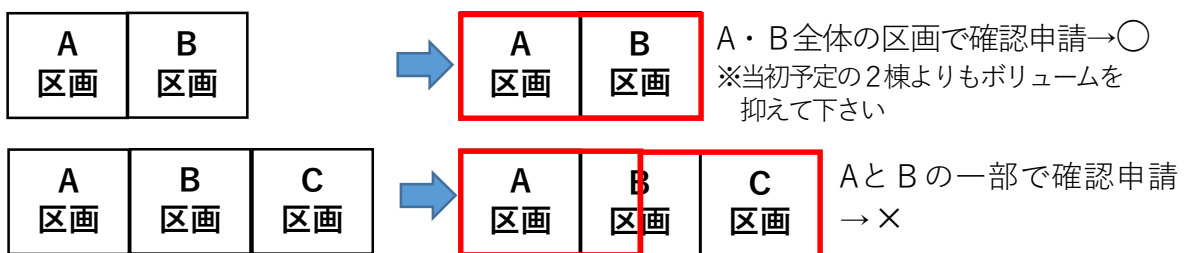
令和5年10月1日以降に宅地の区画の変更に伴う都市計画法第35条の2に基づく変更許可がされ、かつ、変更した区画で建築確認申請を予定している建築物。ただし、公共性を有する用地の確保等により区画の一部を変更しなければならない場合は除く。

- ② 令和2年10月1日から令和5年9月30日までに都市計画法第36条第3項の開発行為の工事完了が公告されている区域の建築物。

対象から除く建築物

工事完了の公告時点の土地利用計画に基づく区画と異なる敷地において、建築確認申請を予定している建築物。

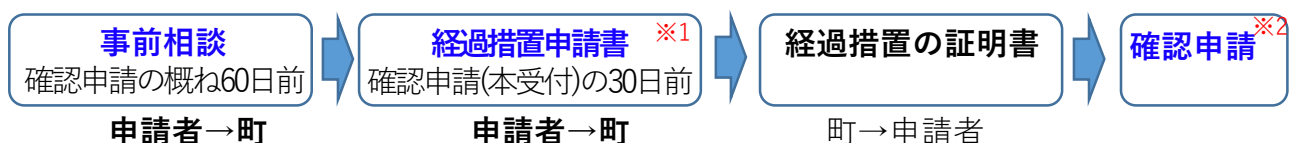
参考例）土地利用計画図にある区画を2区画使用して1棟を建築する場合。



【経過措置の期間】

令和 **8** 年 **9** 月 **30** 日までに、**建築工事に着手**している建築物

【経過措置の流れ】



※1 経過措置申請には、令和5年10月1日以前の最新の開発行為許可証（又は令和5年9月30日までに交付された工事完了の検査済証の写し）、土地利用計画図（辺長の入ったもの）、配置図等を提出いただきます。

※2 確認申請には、景観の認定証に加え、「経過措置の証明書」を添付していただきます。